

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和3年度第1回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2021(令和3)年7月29日 午前9時00分から午前10時30分
3. 会 場..... 伊賀市役所本庁舎会議室
4. 出席委員..... 5名中4名(委員名簿非公開)
5. 事務局..... 山本建設部長、小西建設部理事兼次長、川部都市計画課長、葛原都市計画課開発指導室長、中森主査、大門主任、中山主任
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2号
8. 会議概要作成年月日..... 2021(令和3)年8月17日

○ 事 項

- 1 あいさつ
- 2 審 議

議事 伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく特定開発事業の認定について

審議案件 (1) 伊賀市長田地内

審議案件 (2) 伊賀市高畑地内

- 3 その他

○ 審議概要

審議案件 (1) 伊賀市長田地内

(用途) 事務所、倉庫業を営まない倉庫

審議案件 (1) について説明に対する委員からの意見等

- 「公共用地跡地利用」としての審査案件ですが、床面積や敷地面積に上限はありませんか。

回答：公共用地跡地利用についての面積上限はございません。

- 校舎の跡地利用案件ですが、学校の全敷地ではなく、一部分のみとする理由は。

回答：学校の敷地には校舎以外にも体育館や倉庫等が建っていますが、それらの利用計画は未定です。今回は、校舎部分のみの敷地設定としています。

- 避難所指定はありますか。その場合の対応は。

回答：体育館も含め避難所指定されています。今後も体育館を中心として拠点避難所としての機能は残置され、校舎も適宜連携していくことになるときいています。

審議案件（1）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

○ 審議概要

審議案件（2）伊賀市高畑地内

（用途）店舗・飲食店等（整骨院）

審議案件（2）について説明に対する委員からの意見等

- 柔道整復師の施術所は、都市計画法第34条第1項の日常店舗等に該当するのでしょうか。その判断基準は。

回答：三重県の開発許可制度のハンドブックに記述があります。該当する業種一覧表中「医療業」の業種に含まれます。これは三重県のホームページに掲載されています。

- 案件の区域は幹線道路沿道区域となっていますが、名阪国道のインターから半径1キロ圏内の区域ですか。名阪国道の隣接地であってもインターから半径1キロ圏の外側では、この業種の立地は認められないのですか。基本的には1キロ圏内であれば容認されるのですか。

回答：案件の区域は、名阪国道インターから半径1キロ圏内です。この1キロ圏内の範囲を幹線道路沿道区域（幹線道路地区）として扱っております。基本的には1キロ圏内の範囲については認められるものです。

- 汚水処理については浄化槽を新規設置する計画となっていますが、農業集落排水への接続は検討されなかったのですか。

回答：この地域には農業集落排水がなく、農業集落排水への接続ができませんので、浄化槽を新設し敷地北側の水路に放流する計画になっています。

審議案件（2）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

以上